

# 【全員申請】高等学校就学支援金のお知らせ

## 1 県立高校の授業料について

○高等学校等就学支援金制度（以下「就学支援金」という）に申請し、支給要件に該当した場合は、授業料負担が実質0円となります。

※就学支援金は直接支給ではなく、学校の授業料に充当されます。

○新入生は所得状況にかかわらず、必ず申請が必要です。

※今後就学支援金の収入要件が撤廃される可能性があるためです。

○審査には保護者等全員の課税情報が必要です。

税申告がお済みでない場合は早急に税申告をお願いします。

## 2 就学支援金の申請と提出物について

○原則として、パソコンやスマートフォンを使用したオンライン申請となります。オンラインシステムに必要な情報をご入力ください。

○申請には保護者等全員の課税証明書が必要です。別添案内（No.119-2）をお持ちの上、お住まいの市町村役場で取得してください。

※お住まいの市町村によってはマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで課税証明書を取得することができます。

○課税証明書は4月9日（水）の入学式の日担任の先生へ提出してください。別添封筒（No.119-3）に入れてご提出ください。

【参考】就学支援金の収入要件について

※今後撤廃される可能性があります

就学支援金が受給できるのは、次の基準を満たす世帯となります。

（市町村民税の）課税標準額×6%－（市町村民税の）調整控除の額<304,200円

※審査では保護者（父母等）の合算により判断します。

※年収目安：保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合 910万円（各種控除等は世帯ごとに異なるためあくまで目安です。）

就学支援金のオンライン申請方法については、  
3月24日（月）の登校日にご案内をお配りする  
予定です。

お問い合わせ先

○就学支援金の制度について

県高校教育課管理奨学担当 電話 055-223-1769（平日 8:30～17:15）

○申請方法や提出方法について

甲府工業高等学校事務室 電話 055-252-4896（平日 8:30～17:00）